

届出書および通知書の添付書類

1 建築物または工作物(以下「建築物等」という。)の新築、新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

(1) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置がわかるもの
(2) 配置図	おおむね200分の1以上の縮尺のもので、方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置および規模、届出に係る建築物等と他の建築物等の別ならびに緑化装置(樹木の位置、樹種および樹高)の内容がわかるもの
(3) 立面図	おおむね200分の1以上の縮尺のもので、着色したもので、外周部の仕上材、色彩、開口部の位置および附属設備の内容がわかるもの
(4) 透視図	着色したもので、届出に係る建築物等および周辺の景観がわかるもの
(5) 現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を配置図に示すこと。)

2 開発行為または土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更(※)

(1) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置がわかるもの
(2) 地形図	おおむね500分の1以上の縮尺のもので、方位、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域および行為時における遮へい措置(遮へい物の種類、構造、位および高さ(垣および柵については色彩、樹木については樹種))の内容がわかるもの
(3) 土地利用計画図	おおむね500分の1以上の縮尺のもので、方位および行為後の土地利用計画(土石の採取または鉱物の掘採に類するものにあつては、事後措置)の内容がわかるもの
(4) 断面図	おおむね500分の1以上の縮尺のもので、行為の前後における土地の縦断面図および横断面図の内容がわかるもの
(5) のり面断面図	おおむね50分の1以上の縮尺のもので、のり面の措置の内容がわかるもの
(6) 現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に示すこと。)

3 木竹の伐採(※)

(1) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置がわかるもの
(2) 現況図	おおむね500分の1以上の縮尺のもので、方位、付近の土地利用の状況(森林を含む場合は、おおむねの樹種および樹高を示すこと。)、伐採区域ならびに伐採する木竹の種類および高さの内容がわかるもの
(3) 現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に示すこと。)

4 屋外における物件の堆積（※）

(1) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置がわかるもの
(2) 配置図	おおむね200分の1以上の縮尺のもので、堆積する位置および高さならびに遮へい措置（遮へい物の種類、構造、位置および高さ（垣および柵については色彩、樹木については樹種））の内容がわかるもの
(3) 現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を地形図に示すこと。）

5 水面の埋立てまたは干拓（※）

(1) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置がわかるもの
(2) 地形図	おおむね500分の1以上の縮尺のもので、方位、行為地を含む周辺の地形の現況および行為の区域がわかるもの
(3) 土地利用計画図	おおむね500分の1以上の縮尺のもので、方位および行為後の土地利用計画の内容がわかるもの
(4) 断面図	おおむね500分の1以上の縮尺のもので、行為の前後における土地の縦断面図
(5) のり面断面図	おおむね50分の1以上の縮尺のもので、のり面の措置
(6) 現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を地形図に示すこと。）

〔※ 2～5の各行為については、琵琶湖岸景観形成重点地区および伝統的沿道景観重点地区において当該行為を行う場合のみ、届出(通知)の対象となります。〕

完了届の添付書類

(1) 付近見取図	2500分の1以上の縮尺のもので、対象行為の敷地の位置および当該敷地の周辺の状況を表示するもの。
(2) 配置図	おおむね100分の1以上の縮尺のもので、当該敷地内における行為の範囲を表示するもの。
(3) 完了写真	2方向以上から撮影した対象行為が完了した後の状況を示す写真。

※ 中止届については、関連する添付書類はありませんので、様式のみ提出してください。